

## 富田林市制施行70周年記念ロゴマーク募集要項

富田林市は、令和2年（2020年）4月1日に市制施行70周年を迎えます。

本市では、令和2年度を市制施行70周年記念事業の実施期間として位置付け、さまざまな記念事業を実施します。

そこで、市制施行70周年を市内外に広くPRするとともに、より多くの市民の皆さんに一体感を持っていただき、70周年を盛り上げていくためのシンボルとして「富田林市制施行70周年」をイメージしたロゴマークを募集します。

### 1. 応募資格

富田林市に住んでいる人・通勤している人・通学している人、または本市と連携協力に関する基本協定を締結している大学（大阪大谷大学、阪南大学、大阪芸術大学）に在籍する人。

※プロ・アマ・年齢を問わず、ご応募いただけますが、18歳未満の人が応募される場合は保護者の同意が必要です。

### 2. 募集期間

令和元年10月1日(火)～11月15日(金)

※持参の場合は月～金曜日（祝日は除く）午前9時～午後5時30分（郵送の場合は必着）。

### 3. 制作基準・仕様

- ・手書きまたはコンピュータグラフィックソフトによるものとします。
- ・作品は、カラー・単色のいずれでも構いませんが、白黒・単色で使用する場合も考慮してデザインしてください。
- ・最小で20mm×20mmの大きさでも認識できるデザインにしてください。
- ・「70」と「富田林（漢字・ひらがな・カタカナ・アルファベットいずれの使用も可）」の文字を使用し、富田林市が市制70周年であることをイメージさせるデザインにしてください。
- ・手書きで作成する場合は、応募用紙または画用紙などの用紙に10cm×10cm以内で作成し、上下を明記してください。
- ・コンピュータグラフィックソフトで作成する場合は、ベクター形式またはラスター形式（200mm×200mm以上、解像度300dpi）で作成し、3MB以内のサイズでPDF形式（JPEG形式でも可）に書き出した上で、提出してください。

#### 4. 応募方法

以下のいずれかの方法でご応募ください。

##### ●窓口または郵送で応募する場合

手書きの場合は作成した作品（原本）と必要事項を記入した応募用紙が折れ曲がらないように封筒に入れて、電子データの場合はそのデータを保存したCD-Rと必要事項を記入した応募用紙を〔〒584-8511 富田林市常盤町1の1 富田林市役所3階 情報公開課広報係〕へ持参または郵送してください。

##### ●富田林市ウェブサイトから応募する場合（電子データのみ）

富田林市ウェブサイトの応募フォーム〔<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=30>〕に必要事項を入力し、作成した電子データを送信してください。

#### 5. 各賞

- ・最優秀作品1点（副賞：5万円と記念品を贈呈）
- ・優秀作品は最大で2点（副賞：1万円と記念品を贈呈）

#### 6. ロゴマークの活用

最優秀作品に決定したロゴマークは、富田林市制施行70周年を広くPRするため、各種印刷物や関連グッズ、ウェブサイト等で使用するほか、本市が認める事業等でも使用します。

#### 7. 注意事項

- ・富田林市イメージキャラクター「とっぴー」の使用はできません。
- ・応募は1人1点で、自作の未発表作品に限ります。また、第三者の著作権などの権利を侵害しないものに限ります。
- ・応募作品に関して、第三者より権利侵害などの損賠請求が提起された場合は、応募者の責任と費用で解決してください。また、応募作品に関連して本市が何らかの損害を被った場合は、賠償いただく場合があります。
- ・電子データで作成された作品が採用された場合は、元データ（ai/eps/psd形式など）の提供をお願いすることがあります。
- ・採用作品は、修正や加工等デザインを調整させていただく場合があります（手書き作品については本市がデジタル化します）。その場合は、製作者に打ち合わせをお願いすることがあります。
- ・授賞式を開催する場合、受賞者に出席をお願いすることがあります。
- ・採用作品の著作権・商標権・意匠権その他一切の権利は、富田林市に帰属するものとします。また、その製作者は当該作品に関し、著作人格権を行使しないものとします。

- ・応募者の個人情報、許可なく第三者に開示・提供はしません。ただし、入賞者の氏名・住所（町名まで）・年齢は広報とんだばやし及び富田林市ウェブサイト等で公表します。
- ・作成・応募に係る費用については、応募者の負担とし、提出いただいた応募作品や送付されたCD-Rは返却しませんのでご了承ください。
- ・郵便事故等で作品が届かなかった場合や、不可抗力の事故や何らかの障害で作品を確認できない等の問題が発生した場合、本市は一切責任を負いません。
- ・本市が受賞作品を公表するまでの間は、応募したデザイン案を他者に公表しないでください。
- ・本募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合は、本市の判断により決定します。

## 8. 選考方法

- ・第1次審査 応募作品は本市で審査し、最優秀作品の候補作品を選出します
- ・一般投票 第1次審査で選出された作品は公共施設などでのシール投票やLINEの機能を使った電子投票を実施します
- ・第2次審査 一般投票の結果を踏まえ、本市により、最優秀作品及び優秀作品を決定します

## 9. 選考結果発表

- ・令和2年1月を予定

※選考結果については、入賞者に通知した後、記者発表するとともに、受賞作品は広報とんだばやし及び富田林市ウェブサイトに掲載します。

## 10. 問い合わせ

富田林市役所市長公室情報公開課

電話：0721-25-1000（内線326）

Eメール：[kouhou@city.tondabayashi.lg.jp](mailto:kouhou@city.tondabayashi.lg.jp)